

熊本地震により **被災された仲間のみなさんへ**



1、 組合費・中建保険料の免除制度

		半 壊	全 壊
組合費	免除期間	4ヵ月免除	6ヵ月免除
	必要書類	申請書 + リ災証明(写し)	
中建 国保	免除期間	3ヵ月免除(大規模災害の特例)	
	必要書類	申請書(支部長の証明)	

※ 申請受付からの組合費・保険料の納入を順次免除をします

2、生活たすけあい制度

①熊建労の「生活たすけあい基金」

限 度 額	組合員1人につき10万円を限度に生活資金を融資
申込み方法	所属する支部へ申込み
貸付利子	無利子
手続きに必要なもの	①印かん、②申込みする人の預金通帳又はキャッシュカード ③支部・分会役員による本人確認
交付方法	申込者の指定する口座に送金

②社会福祉協議会の「生活福祉資金・福祉費」

※緊急小口資金(10万または20万円)は6/17で終了しました。

限 度 額	①住宅の補修・保全のための資金 250万円以内 ②災害をうけたことにより臨時に必要な経費 150万円以内
すえおき期間	貸付の日から2年以内
返済期限	すえおき期間終了後20年以内
貸付利子	無利子、ただし連帯保証人なしの場合は1.5%
申込みに必要なもの	①住民票謄本、②平成27年度の所得・課税証明書 ③罹災証明書、④資金の用途明細(住宅計画書、見積書など)
申込み窓口	お住まいの地域の社会福祉協議会(一部は下に記載) 熊本市096-322-2331、益城町096-214-5566

	西原村096-279-4141、御船町096-282-0785 嘉島町096-214-5566、甲佐町096-234-1192
--	--

③医療費の窓口負担（3割負担）の免除 ～ 9月末まで ～

下のア～エにあたる時は、病院代・薬代の窓口負担が免除されます。

手続きは、病院の窓口で「住まいが全壊、半壊した」「被災して仕事が無い」「被災して収入が無い」と伝えるだけです。（※治療前に病院窓口で被災状況の質問がある時も多いです）

- | | |
|---|--|
| <p>ア、主たる生計維持者が業務を廃止、休止したとき</p> <p>イ、主たる生計維持者が失職し、現在収入がないとき</p> <p>ウ、住家が全壊や半壊の被害を受けたとき</p> <p>エ、主たる生計維持者が死亡、重病、行方不明のとき</p> | |
|---|--|

- ※1. 地震以降、すでに支払った窓口負担分も病院・薬局に申し出て返金される場合があります。
- ※2. 病院で返金されない時は、中建国保に領収書を添えて申請。郵貯口座へ返金します。
- ※3. 10月以降は中建国保が発行する「免除証明書」が必要です。証明書の申請は支部事務所へ。

3、 熊建労の災害お見舞い金

◎ブロック塀など住居でない部分は除いた、住家と付属設備（「一部損壊のみ」ベランダ、電気設備、給排水設備、給湯器設備など）への被害20万円以上が対象です。

※添付する見積書は、組合員が自分で住家を見積もったものでも可

添付書類／被害規模		一部損壊	半壊	全壊
①熊建労からの 見舞金（共済・全労済）	住宅災害見舞金	5,000円	25,000円	50,000円
	地震等見舞金	10,000円	50,000円	100,000円
	合計	15,000円	75,000円	150,000円
②全国の仲間からの見舞金（全建総連）		10,000円	30,000円	50,000円
③組合内カンパからの見舞金		現在、とりくみ中のカンパ・義援金を集計中		
必要なもの	1、写真	○	○	○
	2、見積書など	○※1	不要	不要
	3、り災証明の写し	○	○	○

※1 見積書の準備に時間がかかる場合は、被災住家を訪問確認のうえ熊建労の団体証明で申請できます。

4、 熊建労・災害ボランティアの派遣

今回の地震、その後の豪雨災害、土砂災害により被害をうけた家、倉庫などの片づけを熊建労の仲間がお手伝いします。

《依頼方法》

電話又はファックスで熊建労本部・各支部へお申込みください。

本部 ☎096-234-8805

Fax 096-234-8806

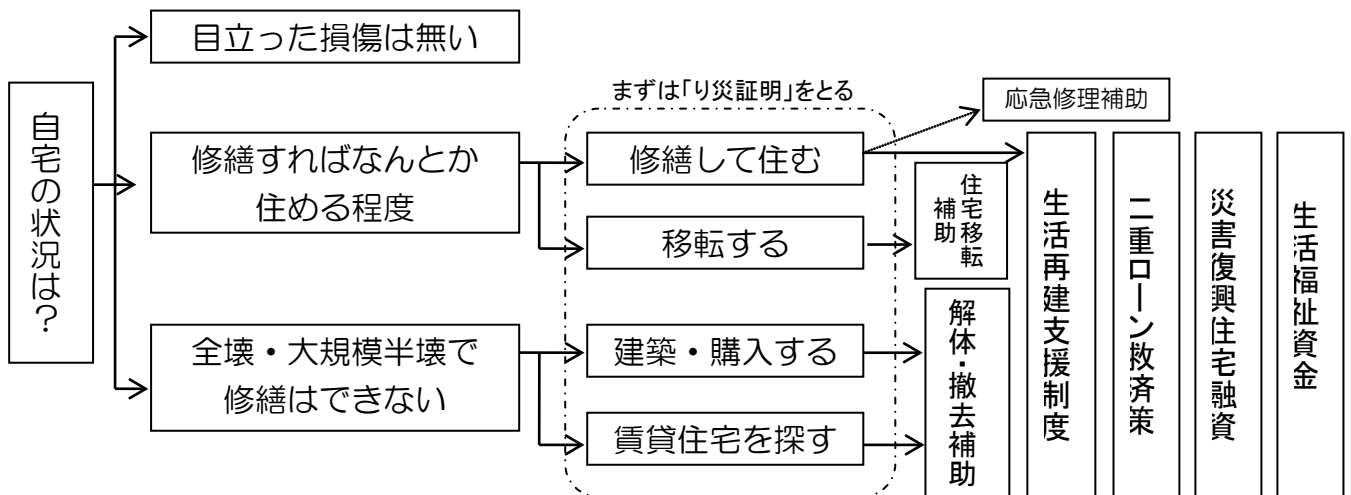


被災した住宅のボランティア作業の様子

5、 住まい再建 15万県民署名

生活再建支援制度の増額と「一部損壊」や「半壊」への支援制度創設を国に求める県民署名をとりくみます。6月の県議会では自民、公明、民進、共産、新社会が一致して生活再建支援金の増額を求める国への意見書を採択。また、7月の参議院選挙では現職も、野党共同の候補も「被災者支援」を掲げています。被災者支援・復興にむけた「オールくまもと」の大運動をとりくみます。

6、 住まいのお役立ち情報 ～ 住宅再建のための「手続きとお金」



① 被災した住宅を復旧するための融資制度（一部を紹介）

		住宅金融支援機構	労金 災害救援ローン	労金 災害住宅ローン
建築・購入	限度額	建設資金 1650万+土地取得 970万 +整地資金 440万+特例加算 510万	1000万円以内 (無担保)	5000万円以内 (有担保)
	金利	基本融資 0.39%、特例加算 1.29%	固定金利 年 0.8% 変動金利 年 0.7%	固定金利 年 0.8% 変動金利 年 0.5%
補修	限度額	730万(移転、整地+440万)		
	金利	年 0.39%		

くわしくは、熊建労支部事務所まで

② 被災により住宅ローンの返済に困ったとき（二重ローン救済策）

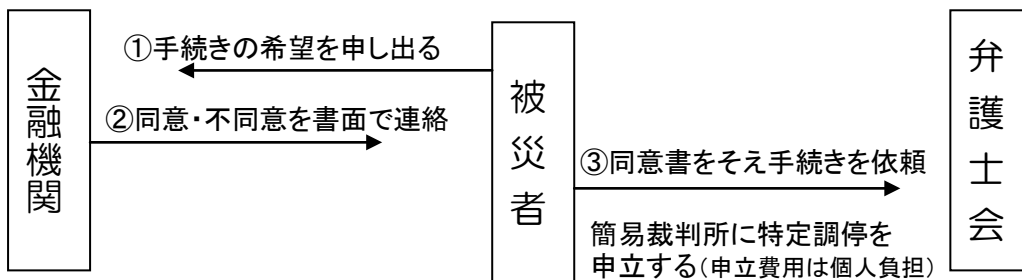
（正式名称 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）

※東日本大震災などで被災者や住民が運動して昨年9月に勝ち取り、熊本地震で初めて適用される制度

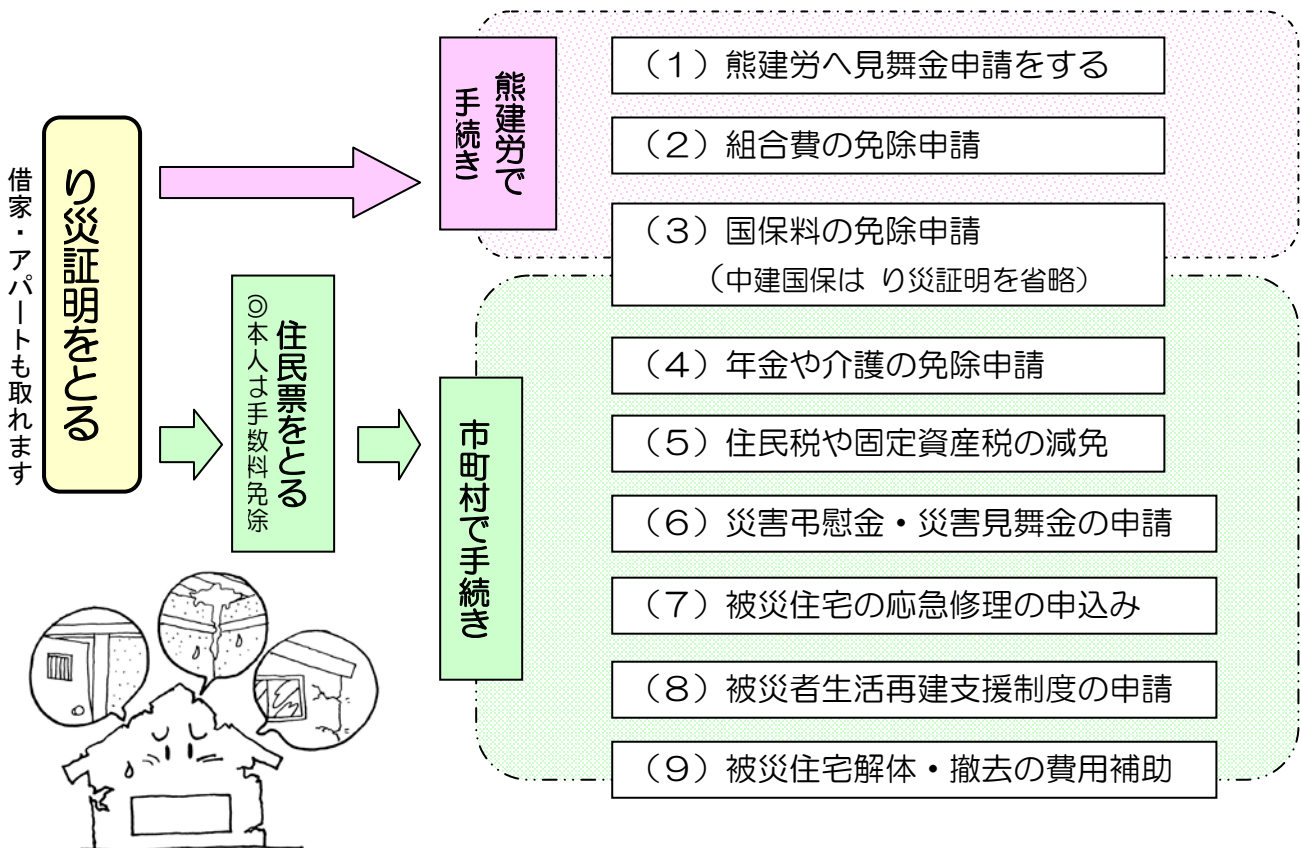
《 特徴 》

- 1、安心して被災した人のくらしや仕事の再建ができる
- 2、国の補助で「登録支援専門家」による手続きを無料で受けられる
- 3、財産の一部をローン返済にあてず、手もとに残すことができる
- 4、債務整理しても、その後の新たな借入に影響しない（個人信用情報に登録されない）

《 手続きのながれ 》



7、 色々な手続きのながれ



仕事やくらしの「なんでも相談」、困った時は熊建労へ ☎ 096-234-8805

国や自治体による支援制度 早見表

1、まずは、り災証明書 = 災害による被害の程度を証明する書面をとる

程度	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	20%未満

2、災害にあった人の支援制度一覧

利用できる制度		対象	必要書類、金額など		
住民税の減免		半壊以上	印鑑・り災証明書 (写し可)		
固定資産税の減免					
発行手数料 減免	印鑑登録証明書 住民票 (記載事項証明書)	被害にあった人	印鑑・り災証明書 (写し可) 本人確認ができるもの		
国民健康保険料の減免		半壊以上	保険証・印鑑・り災証明書		
後期高齢者医療保険料の減免					
国民年金保険料の減免			年金手帳・印鑑・り災証明書 (写し可)		
介護保険料の減免			印鑑・り災証明書 (写し可)		
介護サービス利用料の減免					
保育料の減免		被害にあった人			
水道料金・下水道使用料の減免		住宅半壊以上	り災証明書 (り災名簿にある人)		
教科書および学用品の支給		小・中・高校生	教科書、文房具、通学用品		
日本財団による住宅損壊見舞金の支給		全壊・大規模半壊	一世帯あたり 20 万円 (2 ヶ月後) 自治体で申請書をもらい郵送で申請		
災害見舞金の支給		全壊	5 万円	印鑑・り災証明書 (写し可)	
		大規模半壊・半壊	3 万円	住民票・通帳の写し	
被災者生活再建 支援制度	①基礎支援金	全壊等	100 万円 (1 人世帯は 3/4)	印鑑 り災証明書 住民票 通帳の写し 契約書など	
		大規模半壊	50 万円		
	②加算支援金	建設・購入	200 万円		〃
		補修	100 万円		〃
		賃借 (公営住宅以外)	50 万円		〃
応急修理補助制度		大規模半壊・半壊	限度額 57 万 6 千円		
災害援護資金 (貸付制度) 年利 3% 据置 3 年以内 無利子	生計を支える人がケ ガをして 1 ヶ月以上 の療養中	全壊	350 万円		
		半壊	270 万円		
		1/3 以上の損害	250 万円		
		損害なし	150 万円		
	生計を支える人がケ ガも療養もない	全壊	250 万円		
		半壊	170 万円		
1/3 以上の損害		150 万円			

被災者と地域住民の住まいを再建する請願

議会議長 殿

【 請願の趣旨 】

熊本・九州大震災によって、県内の 16 万棟にも家屋が被害に遭い、県民の安全安心に暮らす生存権の確保と住まいの再建が何よりも求められています。

つきましては、災害救助の拡充とあわせ、一部損壊や半壊などで困っている被災者への制度の創設など支援策を拡充してください。

【 請願の項目 】

- 1、被災者生活再建支援制度の増額を国に働きかけてください。
- 2、一部損壊・半壊以上の住宅再建の支援策を創設してください。

20 年 月 日

氏 名	住 所

取扱団体 （ 熊本県建築労働組合 熊本市東区健軍 4 丁目 5-3 ☎096-234-8805 ）